

一 制定・改廃の概要 一

条例・規則名 東京都廃棄物規則の一部を改正する規則
公布年月日・番号 平成 25 年 10 月 1 日・東京都規則第 122 号

1 概要

(1) 改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 25 年環境省令第 3 号）の施行に伴う一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）の改正により、廃棄物最終処分場に係る放流水等の基準項目に変更があったこと等から、一般廃棄物最終処分場の管理者が東京都廃棄物規則（平成 5 年東京都規則第 14 号）第 32 条の規定に基づき定期的に知事に報告すべき維持管理状況の項目をこれと整合させるため、その報告に用いる様式を改正する。

(2) 改正内容

ア 別記第 25 様式の「Ⅱ 放流水（処理水）水質検査結果」の項目に 1,4-ジオキサンを追加する。

イ 別記第 25 様式の「Ⅲ 周縁地下水又は周辺水域の水の水質検査」の項目中、1,2-ジクロロエチレンを 1,1-ジクロロエチレンに、シス-1,2-ジクロロエチレンを 1,2-ジクロロエチレンに改め、並びに 1,4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーを追加する。

2 施行日

公布日(平成 25 年 10 月 1 日)

3 問合せ先

東京都資源循環推進部一般廃棄物対策課施設審査係

直通 03-5388-3582

内線 42-841